

亀山市告示第210号

亀山市休日保育事業実施要綱を次のように定める。

平成27年12月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市休日保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、児童の保護者の勤務形態の多様化に伴い、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）においても保育を必要とする児童に対し保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象児童)

第2条 本事業の対象となる児童は、次の各号に掲げる要件を満たす小学校就学の始期に達するまでの者（以下「対象児童」という。）とする。

- (1) 満1歳以上の年齢であること。
- (2) 離乳が完了し、幼児食に移行していること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号の区分に係る認定（以下「保育認定」という。）を受けていること。
- (4) 利用日時点で保育所、認定こども園又は小規模保育事業実施施設を利用していること。
- (5) 休日保育を利用する事由が保育認定を受けた事由と同じであること。
- (6) 原則として休日等に常態的に保育が必要であること。
- (7) 休日保育を利用する日の属する週の休日保育を利用する日を含む保育日数が6日以内であること。ただし、保育の必要性が

認められる場合はこの限りではない。

(実施施設)

第3条 実施施設は、次の表に掲げる保育施設とする。

施設の名称	公立私立の区分	所在地
なのはな保育園	私立	亀山市川合町1209番地

(休日保育の時間)

第4条 休日保育の時間は、実施施設の保育標準時間(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「規則」という。))第4条第1項において1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)として区分される時間をいう。)以内とする。

(実施要件)

第5条 実施施設は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項の規定に基づき、休日保育事業を担当する保育士を配置しなければならない。

2 実施施設は、対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供しなければならない。

(利用登録)

第6条 対象児童の保護者が休日保育を利用しようとするときは、あらかじめ休日保育事業利用登録申出書(様式第1号)に休日勤務証明書(様式第2号)その他の休日保育が必要であることを証明する書類を添付して、福祉事務所長に提出し、登録を受けなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申出書を受理したときは、その内容を審査の上、休日保育事業の利用登録の諾否を決定し、登録を行った場合にあっては休日保育事業利用登録承諾通知書(様式第3号)により、登録を行わなかった場合にあっては休日保育事業利用登録不承諾通知書(様式第4号)により当該保護者に通知するものとする。

(利用申込)

第7条 前条第2項の規定により登録を受けた児童の保護者（以下「利用申込者」という。）が、休日保育を利用しようとするときは、利用を希望する日の属する月の前月の1日から15日まで（休日等及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に休日保育利用申込書（様式第5号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査の上、休日保育の利用の可否を決定し、許可する場合にあっては休日保育利用許可通知書（様式第6号）により、許可しない場合にあっては休日保育利用不可通知書（様式第7号）により利用申込者に通知するものとする。

3 前項の許可を受けた者は、休日保育の利用を辞退するときは、利用日の前日（その日が休日等及び土曜日に当たるときは、これらの日の前日）午後4時までに実施保育所に対して辞退の連絡をしなければならない。

（登録の辞退）

第8条 利用申込者は、休日保育を利用する必要がなくなったときは、休日保育事業利用登録辞退届（様式第8号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

（利用登録の解除）

第9条 福祉事務所長は、第6条第2項の規定により登録を受けた児童が、第2条に規定する対象児童に該当しなくなったと認めるときは、休日保育事業の利用登録を解除することができる。

2 福祉事務所長は、前項の規定により休日保育の利用承諾を解除するときは、当該児童の保護者に対し、休日保育事業利用登録解除通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（利用者負担額）

第10条 休日保育の利用に係る費用は、原則として利用者から徴収しない。ただし、保育短時間認定を受けた児童（保育の利用について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間まで

に限る。)の区分として、規則第4条第1項の規定に基づく保育必要量の認定を受けた児童をいう。)の保護者が、実施保育所が定める保育時間外で休日保育を受けるときは、実施保育所が定める延長保育に係る費用を実施保育所に支払うものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成28年2月1日以降の休日保育の利用から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年度 休日保育事業利用登録申出書

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

住 所 _____

保護者

氏 名 _____ (印)

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 _____

(緊急時) _____

休日保育事業の利用登録を申し出ます。

児 童 氏 名	個 人 番 号	生 年 月 日	年 齢	性 別	在籍保育施設名称
		年 月 日	歳	男・女	
休日保育の利用の理由（該当するところにレ点）					
1．就労のため（休日勤務証明書を添付してください。）					
父 母					
2．その他（休日等に保育できない理由を具体的に記入してください。）					
父 母					
休日保育を利用する日に代わって保育所等を利用しない日は次のとおりです。 （ 休日保育の利用日数に相当する日数の休みが必要です）					
1．毎 曜日（月曜日から土曜日までのいずれかの曜日を記入してください。）					
2．その他（ ）					
休日保育を利用する日に代わって保育所等を利用しない日を設けることができない。 【理由】					

保育実施の必要上、児童の在籍する保育施設に対して、保育状況等の照会や休日保育状況についての情報提供を行うことがあります。このことについて休日保育の利用者は、この申出書の提出をもって同意したものとみなします。

休日勤務証明書

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

事業所所在地

事業所名

代表者名

印

社印(代表者印)のないものは無効です

次の者は、次のとおり勤務することを証明します。

(保護者)氏名		児童との続柄	父 ・ 母
(保護者)住所			
勤務形態	曜日固定型 [月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝] 勤務日に 印		
	交代型・変動型 「4週8休制、日曜祝日は月2日程度勤務」など勤務形態を具体的に記入。 []		
	勤務時間(基本時間) : ~ :		

(保護者記入欄)

児童氏名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

在籍保育施設名称 _____

様式第3号(第6条関係)

休日保育事業利用登録承諾通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長



年 月 日付けで登録申出のありました休日保育事業の利用につきましては、次のとおり承諾いたします。

児 童 氏 名		性 別	男・女
生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳
在籍保育施設名称			
登 録 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		

備 考

- 1 休日保育事業利用登録申出書及び休日勤務証明書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 休日保育事業の登録期間中であっても休日保育事業を利用できる基準に該当しなくなった場合には、休日保育事業の利用登録を解除します。
- 3 休日保育を利用するときは、利用月の前月の1日から15日まで(休日等及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に休日保育利用申込書を亀山市福祉事務所長に提出してください。ただし、混雑状況により休日保育を利用できない場合もあります。

様式第4号(第6条関係)

休日保育事業利用登録不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長



年 月 日付けで登録申出のありました休日保育事業の利用につきましては、
次の理由により不承諾といたします。

児 童 氏 名		性 別	男・女
生 年 月 日	年 月 日	年 齡	歳
在籍保育施設名称			
不 承 諾 理 由			

様式第6号(第7条関係)

休日保育利用許可通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長



年 月 日付けで申込のありました休日保育の利用につきましては、次のとおり許可いたします。

児童氏名	生年月日	年齢	性別	在籍保育施設名称
	年 月 日	歳	男・女	
利用希望月 (年 月分)	利用許可日	左の日に休日保育を利用する代わりに在籍保育施設での保育を利用しない日		
	日	日		
	日	日		
	日	日		
	日	日		
	日	日		
	日	日		
	日	日		
	日	日		
	日	日		

注意事項

- ・休日保育を利用する必要がなくなった場合は、利用日の前日(その日が休日等及び土曜日に当たるときは、これらの日の前日)午後4時までに休日保育の実施保育所へご連絡願います。

様式第8号(第8条関係)

休日保育事業利用登録辞退届

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

住 所 _____

保護者

氏 名 _____ (印)

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 _____

次のとおり、休日保育事業の利用登録を辞退したいので届け出ます。

児 童 名	個 人 番 号	生 年 月 日	年 齢	性 別	在 籍 保 育 施 設 名 称
		年 月 日	歳	男・女	
辞 退 年 月 日	年 月 日				
辞 退 理 由					

様式第9号(第9条関係)

休日保育事業利用登録解除通知書

第 号
年 月 日

様

亀山市福祉事務所長



次のとおり休日保育事業の利用登録を解除しましたので通知いたします。

児 童 氏 名		性 別	男・女
生 年 月 日	年 月 日	年 齡	歳
在籍保育施設名称			
解 除 年 月 日			
解 除 の 理 由			